

鑑、建保二年條常陸國府中トミエ、稅所氏延元中文書ニ、府中石岡城トアリ、後天正十八年ニ至リテ、大掾氏遂ニ佐竹氏ノ爲ニ滅セラル、佐竹氏ノ後、六郷、皆川諸城主ヲ經テ、永ク水戸支族松平氏ノ領所トナル、初王政ノ盛ナルヤ、京官來リ、國人聚リ、官衙屹立、市塵櫛比、宛然一國ノ大都タリシガ、天慶以後、屢爭亂ヲ經テ、兵火ニ罹リ、市肆廢シ、士庶散ジ、昔日ノ繁盛復觀ル可カラズ、其隆替變遷ノ迹、古史能ク徵スルモノナシ、

〔常陸紀行〕茨城郡は常陸の中央にして、古へより國府たるべき地なり、今の水府御城も茨城郡常石郷にして、天府の地たり、常石郷昔時は那珂郡にして、那珂郡又仲郡ともいへり、即ち常陸國中にして、國府たるべき地の形勝自然なるものなり、其土水陸の府藏、物産の膏腴にして、山東の利を擅にせるといへるも宜なる哉、

〔吾妻鏡〕治承四年十一月四日壬子、武衛著常陸國府給、佐竹者權威及境外、郎從滿國中、

〔吾妻鏡〕二十二年、建保二年九月十九日庚辰、常陸國府中地頭間事、自今以後、大掾資盛可致沙汰者、是自公家依被下在廳解也、

〔稅所文書〕讓渡 常陸國南郡府中内元久名田島事

合田伍町參段半 坪付在別紙○中略

右田在家者、爲家成重代相傳私領之間、相副廳宣施行以下之手繼證文等、所讓渡于嫡子六郎重成、實正也、於御公事者、任先例、可令勤仕之、仍爲向後讓狀如件、

延元元年八月三日

百濟家成在判

〔倭名類聚抄五國郡〕常陸國○註管十一○註新治爾比眞壁萬加筑波豆久河内甲知信太志茨茨城牟波岐國府

行方奈多鹿島加末那珂 久慈 多珂

〔延喜式二十二民部〕常陸國、大管 新治 眞壁 筑波 河内 信太 茨城 右爲遠國